

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について
[子どもの貧困対策の推進に係る調査審議]

福祉労働部保護・援護課

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会
子どもの貧困対策の推進に係る調査審議	児童福祉専門分科会

「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」への決議事項の追加について

平成 26 年 1 月 17 日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号。以下「法」という。) が施行された。

法において、都道府県は、政府が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」(平成 26 年 8 月 29 日閣議決定) を勘案して、子どもの貧困対策についての計画（以下「計画」という。）を定めるよう努めるものとされており、本県においても本年 3 月に策定、公表した。

今後、計画に沿って、各種施策を遂行し貧困からの脱却と連鎖防止に全庁を挙げて取り組むとともに、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子どもの貧困対策に係る更なる施策を検討していく必要がある。

子どもの貧困対策は、県民生活に関わる重要なものであるため、計画策定時と同様、審議会で審議いただきたい。

については、児童福祉専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

1 追加する決議事項

子どもの貧困対策の推進に係る調査審議

2 関連法

・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 8 条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

第 9 条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※参考1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの（現行）

事項	専門分科会	
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議（福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条）	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会	
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等（児童福祉文化財）の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議（児童福祉法第8条第7項）		
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議（児童福祉法第27条第6項）		
(4) 里親の認定に係る調査審議（児童福祉法施行令第29条）		
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議（母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条）	児童福祉専門分科会	
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第10条）		
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議（福岡県青少年健全育成条例第15条の2）		
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条）		
(9) 児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議		
(10) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	児童福祉施設等 〔・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕 老人福祉施設等 〔・老人福祉法 ・介護保険法〕 障害者、障害児福祉施設 〔・障害者自立支援法 ・児童福祉法〕	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会
(11) 民生委員の定数に係る調査審議	民生委員審査専門分科会	
(12) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会	

※参考2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第2条第3項）	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第3条第3項）	障害者福祉専門分科会審査部会